

令和5年度答申第62号
令和6年1月19日

諮問番号 令和5年度諮問第64号（令和5年12月18日諮問）
審査庁 防衛大臣
事件名 退職手当支給制限処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、陸上自衛隊A補給処長（以下「処分庁」という。）が、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）12条1項の規定に基づき、懲戒免職処分を受けて退職をした審査請求人Xに対し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件支給制限処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 自衛隊員の懲戒処分

自衛隊法（昭和29年法律第165号）46条1項（令和3年法律第61号による改正（令和5年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）は、隊員が同項各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる」と規定し、同項2号には、「隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合」が掲げられ

ている。

(2) 退職手当の支給

退職手当法 2 条 1 項（令和 3 年法律第 6 1 号及び第 6 2 号による改正（いずれも令和 5 年 4 月 1 日施行）前のもの）は、この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に、その者に支給すると規定している。

(3) 退職手当の支給制限

ア 退職手当法 1 2 条 1 項は、退職をした者が同項各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう（退職手当法 1 1 条 2 号ホ）。以下同じ。）は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該退職に係る一般の退職手当等（以下「退職手当」という。）の全部又は一部を支給しないこととする処分（以下「退職手当支給制限処分」といい、このうち、退職手当の一部を支給しないこととする処分を「退職手当一部不支給処分」という。）を行うことができると規定し、同項 1 号には、「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」が掲げられている。

なお、上記の「懲戒免職等処分」とは、国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）8 2 条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいうとされている（退職手当法 1 1 条 1 号）。

イ 上記アの「政令で定める事情」については、国家公務員退職手当法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 1 5 号。以下「退職手当法施行令」という。）1 7 条が「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」とすると規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成 a 年 b 月 c 日に防衛庁技官に任命され（平成 19 年 1 月 9 日に防衛技官となった。）、陸上自衛隊衛生補給処での勤務を経て、平成 d 年 e 月 f 日に陸上自衛隊 A 補給処 B 支処での勤務を命じられ、同支処 C 部 D 課 E 班 F 係で勤務した後、平成 g 年 h 月 i 日から同班 G 係で勤務していた者であるが、下記(2)の非違行為が発覚したことから、平成 j 年 k 月 1 日に同支処 C 部 H 課付に配置換えとなった。

(陸上自衛隊勤務記録表)

- (2) 懲戒権者である陸上自衛隊 A 補給処長は、令和元年 12 月 12 日、審査請求人に対し、以下の理由により、懲戒処分として免職に処するとの処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）をし、これにより、審査請求人は、陸上自衛隊を退職した。

ア 違反事実

審査請求人は、平成 28 年 9 月下旬頃及び同年 10 月頃、自己が保有する電子計算機を使用して、コンサートチケットの販売業者（以下「被害法人」という。）の受付用電子計算機に複数の他人の名義で取得したファンクラブの会員番号及びパスワードを入力し、コンサートチケット合計 44 枚（約 35 万円分）を購入するという非違行為（以下「本件非違行為」という。）をした。

イ 認定

- (ア) 本件非違行為は、自衛隊法 46 条 1 項 2 号に該当する。
- (イ) 昭和 53 年 7 月 7 日付け陸上自衛隊達第 24-4 号「懲戒処分等の基準に関する達」（令和 2 年 2 月 21 日付け陸上自衛隊達第 24-4-5 号による改正（同年 3 月 1 日施行）前のも。以下「本件懲戒処分等基準」という。）によれば、本件非違行為は、「窃盗・詐欺・恐喝・単純横領等」の「詐欺」であり、違反態様が「重大な場合」に該当するから、その処分基準は、「免職」である。
- (ウ) 本件非違行為の原因、動機、手段等について、処分を特に軽減する理由はない。
- (エ) 以上により、「免職」が相当であると認定する。

ウ 適用法条

自衛隊法 46 条 1 項 2 号

(懲戒処分宣告書、懲戒処分説明書)

- (3) 退職手当管理機関である陸上自衛隊 A 補給処長（処分庁）は、令和元年

12月12日、審査請求人に対し、以下の理由により、退職手当の全部を支給しないこととする処分（本件支給制限処分）をした。

ア 本件支給制限処分の理由

審査請求人は、自衛隊法46条1項2号の規定に基づき、懲戒処分として免職となったため（詐欺）。

イ 退職手当法施行令17条で定める事情に関し勘案した内容

(ア) 審査請求人が占めていた職の職務

陸上自衛隊A補給処B支処C部H課付

(イ) 審査請求人の勤務の状況

平成g年h月i日から陸上自衛隊A補給処B支処C部D課E班G係として、I技術管理者資格をいかし、駐屯地内のJ設備の維持管理等を適切に実施していた。

本件非違行為が発覚したことから、上記支処C部H課付に配置換えとなった。

(ウ) 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度

本件非違行為は、防衛技官の立場としてあるまじき行為であるとともに、部隊の団結・規律・士気及び陸上自衛隊に対する信頼を損なうものであり、円滑な隊務の遂行に支障を来した。

(エ) 本件支給制限処分の決定

本件非違行為の動機、手段及び公務の遂行に及ぼす支障の程度等を考慮すれば、審査請求人に対して退職手当を支給することを妥当とするまでには至らない。

したがって、退職手当法12条1項の規定に基づき、審査請求人に対し、退職手当の全部を不支給とすることが適当であると認める。

(退職手当支給制限処分書)

(4) 審査請求人は、令和2年3月10日付けで、防衛大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件支給制限処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査請求人は、令和2年3月10日付けで、審査庁に対し、本件懲戒免職処分を不服として審査請求（以下「本件懲戒免職処分審査請求」という。）をした。

審査庁は、自衛隊法49条3項の規定に基づき、本件懲戒免職処分審査請求を防衛人事審議会に付議したところ、防衛人事審議会は、令和5年6

月28日、本件懲戒免職処分は妥当であると判断し、本件懲戒免職処分審査請求は棄却すべきものと認定するとの議決をした。

審査庁は、令和5年7月11日、上記議決に基づき、本件懲戒免職処分審査請求を棄却するとの裁決をした。

(本件懲戒免職処分審査請求に係る議決書及び裁決書)

(6) 審査庁は、令和5年12月18日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件支給制限処分の取消しを求める。

- (1) 本件懲戒免職処分そのものが、裁量権を逸脱又は濫用したものであって、取り消されるべきであるから、本件支給制限処分は、その前提を欠き、取り消されるべきである。
- (2) 仮に、本件懲戒免職処分が妥当であるとしても、本件支給制限処分は、以下のとおり、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の適用を誤ったものであり、重きに失するから、取り消されるべきである。

ア 「当該退職した者が占めていた職の職務及び責任」について

審査請求人は、本件支給制限処分の当時、陸上自衛隊A補給処B支処所属の防衛技官（行政職（二）3級の一般職員）であり、自衛官ではなかった。すなわち、審査請求人は、厳格な上下関係に支配される自衛官ではなく、事務方の一般職員にすぎなかったから、本件非違行為の部内における影響は小さいというべきである。また、審査請求人は、幹部職員のように他の職員の模範となることが強く求められる立場にもなかった。

したがって、審査請求人に対し、重い処分をすべき理由はない。

イ 「当該退職をした者の勤務の状況」について

審査請求人は、3回の表彰を受け、複数の上司及び同僚から仕事ぶりを高く評価されており、平素の勤務態度が非常に優良であった。

したがって、審査請求人に対し、重い処分をすべき理由はない。

ウ 「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について

(ア) 被害法人の損害について

本件非違行為は、チケット購入用のサイトに虚偽の情報を入力してコンサートチケットの購入権を取得したという電子計算機使用詐欺であるが、審査請求人は、コンサートチケットの購入権を取得した場合には、

当該チケットの販売業者（被害法人）に対して適正な代金を支払っていたから、被害法人には、金銭的な損害が生じていない。

本件非違行為が詐欺罪を構成するのは、審査請求人からのコンサートチケットの購入の申込みが被害法人のチケット販売規約に違反する申込みであることが分かっているならば、被害法人は審査請求人に対してコンサートチケットの購入権を取得させなかったにもかかわらず、審査請求人が、その点を欺き、コンサートチケットの購入権を取得したからである。これは、ファンクラブにおけるコンサートチケットの購入権の公平な分配という観点からすれば、被害法人にとっては財産的利益の侵害と評価することができるが、飽くまで金銭的な評価からすれば、損害額は、ゼロである。そして、人気アーティストのコンサートにおいては、ファンクラブ会員が家族や友人の名義を使用して複数口の申込みをするということは、多かれ少なかれ一般的に行われていたのであり、その意味では、審査請求人だけが被害法人の運営に多大な影響を与えたと評価することもできない。

そうすると、本件非違行為による損害は限りなくゼロに近く、被害の程度は軽微であり、本件は、一般国民を騙して金品を奪う単純な詐欺とは、事案を全く異にする。

本件非違行為を含め、審査請求人の電子計算機使用詐欺被疑事件は、平成29年m月n日付けで不起訴となっている。これは、以上に述べた本件非違行為の悪質性の低さが考慮された結果であると考えられる。

(イ) 審査請求人の違法性の認識について

審査請求人は、被害法人のチケット販売規約が他人の名義によるコンサートチケットの購入の申込みを禁止していることを認識していなかった。また、本件非違行為の当時、コンサートチケットの取得のために他人の名義を使用することは広く行われていたことや、複数の同僚が協力してくれていたことから、審査請求人は、違法性の認識に乏しかったのであり、主観的にも悪質性は低いというべきである。

(ウ) コンサートチケットの転売について

審査請求人が本件非違行為により取得したコンサートチケットを第三者に転売したことは、事実であるが、審査請求人は、当該チケットを第三者に適正に譲渡しており、少なくとも、当時の法令においては、転売そのものは違法ではなかった。

したがって、当該チケットの転売自体は、何ら犯罪行為に当たらず、捜査機関において被疑事実にもならず、本件懲戒免職処分の違反事実にもなっていない。

エ 「当該非違に至った経緯」について

本件非違行為について、審査請求人が捜査機関による捜査を受けたのは、コンサート等の大規模イベントのチケットの不正転売が当時社会問題となっていて、不正転売を疑われたからである。このことは、審査請求人が、当初、古物営業法（昭和24年法律第108号）違反の容疑で捜索及び差押えを受けたことや、その後の捜査状況から、明らかである。

しかし、審査請求人は、飽くまでも家族や自分がコンサートに行くためにチケットを購入していたのであり、家族や自分がコンサートに行くことができなくなった場合や大量に当選してしまった場合に、やむを得ずチケットを転売していたにすぎない。

したがって、本件非違行為は、当時社会問題化していた転売利益を得ることのみを目的とした他人の名義によるチケットの購入とは異なり、悪質性の低いことが明らかである。

オ 「当該非違後における当該退職をした者の言動」について

審査請求人は、本件非違行為が違法であることを認識していなかったのであり、結果として不起訴になったとはいえ、自らの軽率な行為により逮捕されるなどしたことで職場に迷惑を掛けたことについては、当初から深く反省している。

カ 「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」について

本件非違行為は、陸上自衛隊の任務及び陸上自衛隊における審査請求人の職務と直接関係を有する行為ではなく、審査請求人の私生活上の行為にすぎないこと及び本件非違行為の悪質性が低いことからすれば、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度は重大であるとはいえない。

キ 「当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

本件非違行為は、審査請求人が逮捕された当時、マスコミによって報道されたから、部内外に一定の影響を及ぼし、国民の自衛隊に対する社会的信用を傷つけたことは否定することができない。

しかし、審査請求人は一般職員であり、本件非違行為による被害法人の金銭的損害は実質的にゼロであって、本件非違行為は悪質性に乏しいから、本件非違行為が国民の自衛隊に対する信頼に及ぼす影響は重大であるとは

いえない。

なお、本件非違行為は、社会的にチケットの高額転売問題が注目されている中でマスコミによって報道されたが、結果として起訴猶予となるなど、事案の内容に比して過大な取扱いがされたにすぎない。このことは、マスコミの報道の在り方の問題であって、審査請求人にその責めを負わせるべきではない。

- (3) 以上のとおり、本件懲戒免職処分そのものが取り消されるべきであるが、仮に、本件懲戒免職処分が妥当であったとしても、審査請求人は幹部職員ではないし、本件非違行為の悪質性が高いとはいえないこと、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び公務に対する国民の信頼に及ぼす影響が重大であるとまではいえないことに加え、審査請求人が捜査機関の捜査に素直に応じ、自らの軽率な行動を反省していることからすれば、本件非違行為が「防衛技官の立場としてあるまじき行為であるとともに、部隊の団結・規律・士気及び陸上自衛隊に対する信頼を損なうものであり、円滑な隊務の遂行に支障を来した」という本件支給制限処分の理由は、本件非違行為に対する評価を誤るものであって、本件支給制限処分は、重きに失するといわざるを得ない。

したがって、本件支給制限処分は、裁量権を逸脱又は濫用した違法又は不当な処分であるから、取り消されるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

- (1) 本件支給制限処分は、本件懲戒免職処分に起因するものであるが、本件懲戒免職処分に係る審査請求（本件懲戒免職処分審査請求）については、自衛隊法の規定に基づく審査請求手続に則り、令和5年7月11日、棄却するとの裁決がされている。

なお、本件審査請求に係る審理手続を行う者として指名された審理員は、本件懲戒免職処分の適否を判断する権限を有していないため、本件支給制限処分の適否の判断は、本件懲戒免職処分が有効であることを前提として行うことになる。

- (2) 本件支給制限処分の適否について、退職手当支給制限処分に関する退職手当法12条1項、退職手当法施行令17条及び昭和60年4月30日付

け総人第261号総務庁長官通知「国家公務員退職手当法の運用方針の制定について」の別紙「国家公務員退職手当法の運用方針」（以下「退職手当法運用方針」という。）第12条関係の2号から7号までの規定に基づき検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人が占めていた職の職務及び責任について

審査請求人は、平成a年b月c日に陸上自衛隊衛生補給処に採用され、平成g年h月i日から平成j年k月o日まで陸上自衛隊A補給処B支処C部D課E班G係として勤務し、同月1日に同支処C部H課付に配置換えとなった。本件非違行為の当時の審査請求人の職務の級は、行政職（二）3級であった。当該職務の級は、中堅職員と位置づけられ、行政職（二）1級及び2級の職員を教育する立場であるとともに、他の職員の模範となるべく行動することが求められている立場である。

したがって、審査請求人は、自衛官と同様、厳正な規律を保持し、品位を保つ義務を有するとともに、下位級の防衛技官等を指導するにふさわしい勤務及び生活態度が求められているから、処分を軽減すべき事情はないとした処分庁の判断は、妥当である。

イ 審査請求人の勤務の状況について

防衛人事審議会は、本件非違行為である電子計算機使用詐欺は10年以下の懲役となる犯罪であり、審査請求人の平素の勤務態度が優良であること及び改悛の情が顕著であることをもってしても、なお処分が軽減されるものではないと判断している。

したがって、審査請求人の勤務の状況は、処分を軽減すべき事情とはならない。

ウ 本件非違行為の内容及び程度について

(ア) 懲戒権者である陸上自衛隊A補給処長は、本件懲戒処分等基準によれば、本件非違行為は「窃盗・詐欺・恐喝・単純横領等」の「詐欺」の違反態様が「重大な場合」に該当し、その処分基準は「免職」であるところ、本件非違行為の原因、動機、手段等について処分を特に軽減する理由はないから、「免職」が相当であると認定して、審査請求人に対し、本件懲戒免職処分をした。

なお、審査請求人は、本件懲戒免職処分に対しても審査請求（本件懲戒免職処分審査請求）をしたが、防衛人事審議会は、本件懲戒免職処分は妥当であると議決し、これに基づき、本件懲戒免職処分審査請

求は棄却するとの裁決がされている。

したがって、本件は、退職手当法運用方針第12条関係の2号イに定める場合（「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」）に該当しない。

(イ) また、本件非違行為は、詐欺であるから、退職手当法運用方針第12条関係の2号ロに定める場合（「懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）にも該当しない。

(ウ) さらに、本件非違行為は、故意による事案であるから、退職手当法運用方針第12条関係の2号ハに定める場合（「懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）及び同号ニに定める場合（「過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）にも該当しない。

(エ) 以上によれば、本件は、退職手当法運用方針第12条関係の2号が退職手当一部不支給処分にとどめることを検討する場合として定めるいずれの場合にも該当しないから、処分を軽減する理由はないとした処分庁の判断は、妥当である。

エ 本件非違行為をするに至った経緯について

本件非違行為をするに至った経緯について、特に参酌すべき事情はないから、処分を軽減すべき事情はないとした処分庁の判断は、妥当である。

オ 本件非違行為後における審査請求人の言動について

審査請求人は、自らの軽率な行為により逮捕されるなどしたことで職場に迷惑を掛けたことについては、当初から深く反省していると主張する。

しかし、防衛人事審議会は、本件非違行為である電子計算機使用詐欺は10年以下の懲役となる犯罪であり、審査請求人の平素の勤務態度が優良であること及び改悛の情が顕著であることをもってしても、なお処分が軽減されるものではないと判断している。

したがって、本件は、退職手当法運用方針第12条関係の6号に定める場合（「当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合」）に該当しないから、処分を軽減すべき事情はないとした処分庁の判断は、妥当である。

カ 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響について

審査請求人は、本件非違行為は陸上自衛隊の任務及び陸上自衛隊における審査請求人の職務と直接関係を有する行為ではなく、審査請求人の私生活上の行為にすぎないこと及び本件非違行為の悪質性が低いことからすれば、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度は重大であるとはいえないと主張する。

しかし、防衛人事審議会は、審査請求人は他の職員の模範となるべく行動することが求められている立場であること、本件非違行為はマスコミによって全国報道されたことに加え、審査請求人に名義及び銀行口座を貸した職員のうち、5名が注意、1名が口頭注意の処分を受けたことなど、本件非違行為の部内外への影響は極めて大きいと判断している。

これらを踏まえると、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響は、極めて重大であるから、処分を軽減すべき事情はないとした処分庁の判断は、妥当である。

- (3) 上記(2)で検討したところによれば、審査請求人の主張はいずれも認めることができず、本件非違行為の重大性を考慮するならば、処分を軽減すべき事情はないというべきである。

なお、審査請求人は、本件懲戒免職処分そのものが、裁量権を逸脱又は濫用したものであって、取り消されるべきであるから、本件支給制限処分は、その前提を欠き、取り消されるべきであるとも主張するが、本件懲戒免職処分の適否は本件とは別の手続（本件懲戒免職処分に係る審査請求（本件懲戒免職処分審査請求）及び本件懲戒免職処分の取消訴訟）で争うべき事柄であり、審査請求人の上記主張は本件での検討対象とはならない（本件懲戒免職処分審査請求において、審査請求人は上記主張をしたが、上記主張は認められず、本件懲戒免職処分は妥当であるとの防衛人事審議会の議決がされ、この議決に基づき、本件懲戒免職処分審査請求は棄却するとの裁決がされている。）。

- (4) 以上によれば、本件支給制限処分は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件懲戒免職処分及び本件支給制限処分に係る各審査請求の経緯は、次のとおりである。

ア 本件懲戒免職処分に係る審査請求（本件懲戒免職処分審査請求）

本件懲戒免職処分 : 令和元年12月12日

審査請求の受付 : 令和2年3月10日

防衛人事審議会の議決 : 令和5年6月28日

裁決 : 同年7月11日

イ 本件支給制限処分に係る審査請求（本件審査請求）

本件支給制限処分 : 令和元年12月12日

審査請求の受付 : 令和2年3月10日

審理員の指名 : 令和5年8月10日

(上記アの裁決から約1か月、審査請求の受付から3年5か月)

審理員意見書の提出 : 同年11月30日

諮問 : 同年12月18日

(審査請求の受付から約3年9か月半)

(2) 上記(1)のイによれば、本件審査請求では、審査請求の受付から審理員の指名までに3年5か月を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約3年9か月半もの長期間を要している。

審査請求の受付から審理員の指名までに3年5か月もの期間を要したのは、審査庁の説明によれば、本件審査請求の受付時に、審査請求人代理人との間で、本件支給制限処分的前提である本件懲戒免職処分に係る審査請求（本件懲戒免職処分審査請求）に対する裁決がされるまで、本件審査請求の審理手続を保留するとの合意がされたからであるという（令和6年1月11日付けの審査庁の事務連絡・記1、別添資料1）。そうであれば、本件懲戒免職処分審査請求に対する裁決がされるのを待って、速やかに本件審査請求の審理手続を進めるべきであったにもかかわらず、本件で審理員の指名がされたのは、上記の裁決がされてから約1か月が経過した後である。審査庁においては、今後、本件と同種の事案において審理員の指名の手続が遅れることがないようにされたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件支給制限処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、本件非違行為により本件懲戒免職処分を受けて退職をした者である（上記第1の2の(2)）から、退職手当管理機関である処分庁は、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定に基づき、審査請求人に対し、審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人の勤務の状況、本件非違行為の内容及び程度、本件非違行為をするに至った経緯、本件非違行為後における審査請求人の言動、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響の各事情を勘案して、退職手当支給制限処分をすることができる（上記第1の1の(3)）。
- (2) そこで、本件について、退職手当支給制限処分をするに当たり勘案すべき上記(1)の各事情を検討してみると、以下のとおりである。

ア 審査請求人が占めていた職の職務及び責任について

審査請求人は、本件非違行為の当時、陸上自衛隊A補給処B支処C部D課E班G係で勤務していた防衛技官（一般職員）であり（上記第1の2の(1)）、その職務の級は、行政職（二）3級であった（陸上自衛隊勤務記録表）。そして、本件非違行為の当時、上記D課には、課長の下にK班（職員数6名）、E班（職員数10名）及びL班（職員数9名）の三つの班が置かれ、行政職（二）3級以下の一般職員が審査請求人のほかに11名配置されていた（「B支処C部D課」と題する書面）。

人事院規則9-8（初任給、昇格、昇級等の基準）の別表第1（標準職務表）のロ（行政職俸給表（二）級別標準職務表）によれば、行政職（二）職員の職務の級は、1級から5級までに分かれていて、3級の一般技能職員の標準的な職務は、「数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務」と定められているから、審査請求人は、下位の職員（行政職（二）1級及び2級の職員）を指導する中堅職員であったとすることができる。本件非違行為は、陸上自衛隊の中堅職員であった審査請求人が電子計算機使用詐欺（刑法（明治40年法律第45号）246条の2）という刑法上の罪を犯したというものであるから、審査請求人が所属していた上記管理課の他の職員の規律にも大きな影響を及ぼすものであったというべきである。

審査請求人は、厳格な上下関係に支配される自衛官ではなく、事務方の一般職員にすぎなかったから、本件非違行為の部内における影響は小さいというべきであるし、幹部職員のように他の職員の模範となることを強く

求められる立場にもなかつたと主張する（上記第1の3の(2)のア）。

しかし、自衛隊法にいう「隊員」には、「自衛官」のほかに、「自衛官以外の隊員」も含まれる（2条5項、30条の2第1項参照）から、防衛技官は、「自衛官以外の隊員」として自衛隊法の適用を受け、自衛官と同様、厳正な規律を保持し、品位を保つ義務を負っている（52条、58条1項参照）。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

イ 審査請求人の勤務の状況について

審査請求人は、3回（平成11年、平成19年及び平成28年）、職務遂行について表彰を受けており（陸上自衛隊勤務記録表）、一緒に働いた上司から、真面目な勤務ぶりであったと高く評価されている（陳述書6通）。

しかし、審査請求人の本件非違行為前の勤務成績は、勤務成績報告書及び人事評価記録書によれば、平成23年から平成27年までは「A」から「E」までの5段階評価でいずれも「C」であり、平成28年1月から9月までは上記5段階評価で「C」、同年10月から平成29年3月までは「S」から「D」までの5段階評価で「A」である（なお、調査報告書には、審査請求人の平成28年度の勤務成績は「B」と記載されている。）から、審査請求人の勤務の状況は、総じて「通常」であったといえることができる。

したがって、審査請求人の勤務の状況には、処分を軽減すべき事情は認められない。

ウ 本件非違行為の内容及び程度について

本件非違行為は、法定刑が懲役10年以下と定められている電子計算機使用詐欺という重大な罪を犯したというものである。懲戒権者である陸上自衛隊A補給処長は、本件懲戒処分等基準によれば、本件非違行為の処分基準は「免職」であり、本件非違行為の原因、動機、手段等について処分を特に軽減する理由はないから、「免職」が相当であると認定して（上記第1の2の(2)のイ）、審査請求人に対し、本件懲戒免職処分をした。審査請求人は、本件懲戒免職処分に対しても審査請求（本件懲戒免職処分審査請求）をしたが、本件懲戒免職処分は妥当であると判断した防衛人事審議会の議決に基づき、本件懲戒免職処分審査請求は棄却するとの裁決がされている（上記第1の2の(5)）。したがって、本件は、退職手当法運用方針

第12条関係の2号イに定める場合（「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」）に該当しない。

また、本件非違行為は、電子計算機使用詐欺であるから、退職手当法運用方針第12条関係の2号ロに定める場合（「懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみにある場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）にも該当しない。

さらに、本件非違行為は、故意による事案であるから、退職手当法運用方針第12条関係の2号ハに定める場合（「懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）にも、同号ニに定める場合（「過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）にも該当しない。

以上によれば、本件は、退職手当法運用方針第12条関係の2号が退職手当一部不支給処分にとどめることを検討する場合として定めるいずれの場合にも該当しない。

エ 本件非違行為をするに至った経緯について

審査請求人は、飽くまでも家族や自分がコンサートに行くためにチケットを購入していたのであり、家族や自分がコンサートに行くことができなくなった場合や大量に当選してしまった場合に、やむを得ずチケットを転売していたにすぎないと主張する（上記第1の3の(2)のエ）。

しかし、本件非違行為は、複数の他人の名義で取得したファンクラブの会員番号及びパスワードを利用して合計44枚のコンサートチケット（約35万円分）を購入したというものであり（上記第1の2の(2)のア）、審査請求人は、この購入したチケットを転売して、約29万円の利益を得たと供述している（審査請求人の供述調書、本件懲戒免職処分審査請求に係る議決書）。そして、審査請求人は、チケットを転売するときは、ヤフーオークションに出品していたが、平均して約1.5倍で落札されたと供述するほか、この転売による利益は、次のチケット購入費、各ファンクラブの会費等のほか、生活費として使用していたと供述している（審査請求人の供述調書）。

本件非違行為の当時、コンサートチケットの転売が社会問題化してい

たことは、審査請求人の認めるところである（上記第1の3の(2)のエ及びキ）が、それにもかかわらず、審査請求人は、専ら家族や自分の利益のために本件非違行為をし、これにより取得したチケットを転売して利益を得ていたのであるから、本件非違行為は極めて悪質であり、本件非違行為をするに至った経緯に参酌すべき事情があったとはいえない。

したがって、本件非違行為をするに至った経緯には、処分を軽減すべき事情があるとは認められない。

オ 本件非違行為後における審査請求人の言動について

審査請求人は、本件非違行為の調査を受けた際に、「深く考えず、犯罪行為に当たるとは思わず行った軽率な行為で上司や駐屯地の皆さんにも大変ご迷惑をお掛けしました。今になって事の重大さが判り、本当に申し訳ないことをしたと反省しています。」と反省の弁を述べている（審査請求人の供述調書）。

しかし、本件非違行為である電子計算機使用詐欺は、上記ウのとおり、法定刑が懲役10年以下と定められている重い犯罪であるから、審査請求人が反省の弁を述べているとしても、そのことをもって処分を軽減すべきであるとはいえない。

カ 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響について

本件非違行為は、審査請求人が逮捕された当時、マスコミによって全国報道され（ニュースサイト及び全国紙の記事）、本件非違行為に関与した職員（審査請求人に名義及び銀行口座を貸した職員）のうち、5名が注意、1名が口頭注意の処分を受けている（5名の職員に対する各注意書、1名の職員に対する口頭注意書）から、本件非違行為は、自衛隊の内外に大きな影響を及ぼしたといえることができる。

したがって、本件非違行為は、公務の遂行に影響を及ぼす支障の程度及び公務に対する国民の信頼に及ぼす影響が大きいものと認められる。

- (3) 上記(2)で検討したところによれば、本件非違行為は、重大で悪質な非違行為であり、自衛隊の公務の遂行に大きな支障を及ぼし、自衛隊に対する国民の信頼を大きく損なうものというべきである。審査請求人は反省の弁も述べており、本件非違行為を含む審査請求人の電子計算機使用詐欺被疑事件は不起訴（起訴猶予）となっている（不起訴処分告知書）が、これらの事情は、本件非違行為が重大で悪質な非違行為であることや、本件非違

行為が自衛隊の公務の遂行及び自衛隊に対する国民の信頼に及ぼす影響が大きいことを考慮するならば、処分を軽減する理由にはならないというべきである。

なお、審査請求人は、本件懲戒免職処分そのものが、裁量権を逸脱又は濫用したものであって、取り消されるべきであるから、本件支給制限処分は、その前提を欠き、取り消されるべきであるとも主張する（上記第1の3の(1)）が、本件懲戒免職処分の適否は本件とは別の手続（本件懲戒免職処分に係る審査請求（本件懲戒免職処分審査請求）及び本件懲戒免職処分の取消訴訟）で争うべき事柄であり、審査請求人の上記主張は本件での検討対象とはならない（本件懲戒免職処分審査請求において、審査請求人は上記主張をしたが、上記主張は認められず、本件懲戒免職処分は妥当であるとの防衛人事審議会の議決がされ、この議決に基づき、本件懲戒免職処分審査請求は棄却するとの裁決がされている（本件懲戒免職処分審査請求に係る議決書及び裁決書）。）。

(4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、本件支給制限処分は、裁量権を逸脱又は濫用した違法又は不当なものとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美